

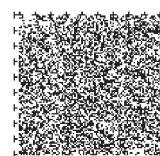
令和7年度版

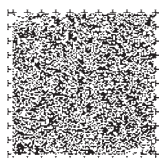
高齢者福祉

ガイドブック

小牧市 福祉部 地域包括ケア推進課

Uni-Voice

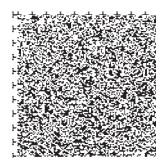




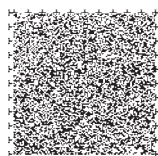
目 次

ページ

1. 主な制度の対象者一覧	1
2. 地域包括支援センター	3
地域包括支援センター担当圏域	5
3. 在宅生活を支援するサービス	6
軽度生活援助サービス	6
緊急通報システム装置の設置	7
「食」の自立支援事業（配食サービス）	7
外出支援サービス	8
高齢者タクシー料金助成事業	8
訪問理美容サービス	9
寝具乾燥クリーニング	10
高齢者等健康診断書料の助成	11
リフォームヘルパーの派遣	11
高齢者等住宅改修費の助成	12
4. 家族介護者を支援するサービス	13
行方不明高齢者家族支援サービス	13
家族介護用品の支給	13
ねたきり高齢者等介護者手当の支給	14
紙おむつの支給	15
家庭介護のためのハートフルケアセミナー	15
5. その他のサービス	16
在宅訪問歯科診療を行います	16
日常生活用具の貸出	16
日常生活自立支援事業	17
成年後見制度の利用を支援します	17
こまやか収集	17
おむつに係る費用の医療費控除	18
中等度難聴者の補聴器購入助成	18



6. 認知症の人とその家族を支える地域づくり	19
認知症地域支援推進員	19
認知症初期集中支援チーム	19
小牧市認知症見守りネットワーク協力員募集	20
認知症サポーター養成講座	21
認知症カフェ	21
認知症声かけ訓練	22
介護マークを発行します	22
認知症簡易チェックサイト	23
認知症高齢者等あんしん補償事業	24
 7. 高齢者の行事・交流会・生きがい活動等	 25
小牧市立寿学園	25
敬老会	25
ダイヤモンド婚をお祝いします	25
ひとり暮らし高齢者交流会の開催	26
老人クラブ活動に参加してみませんか	26
ふれあい・いきいきサロン	26
小牧市ゆうゆう学級	26
 8. 相談窓口	 27
在宅介護・認知症等についての相談	27
認知症についての相談	27
在宅医療についての相談	27
成年後見制度についての相談	27
保健センターでの無料健康相談	28
アクティブシニアのための総合相談窓口	28
ふれあいセンター内での相談	29
市民総合相談案内（相談ほっとナビ）	29
消費生活相談	29



9. 高齢者関係施設・その他 -----	30
老人福祉センターが利用できます -----	30
公益社団法人小牧市シルバー人材センター -----	31
高齢者生きがい活動施設 -----	31
救急医療施設など -----	31
小牧市社会福祉協議会ボランティアセンター -----	32
こまき市民交流テラス ワクティブこまき -----	32
名古屋港水族館の利用料が半額となります -----	33
各種割引 -----	33

みだしの図の見方



…民生委員を通しての申請など、民生委員に関係のあるもの ※1



…ひとり暮らし高齢者の世帯 ※2



…ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 ※2



…介護保険要介護認定1以上



…介護保険要介護認定3以上



…介護保険要介護認定4以上



…申請に所得状況や課税状況が関係するもの

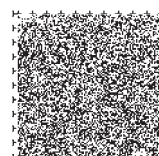


…施設等入居者を除く ※3

※1 民生委員とは…生活に困っている人や高齢者、母子・父子世帯及び障がいのある人など幅広い相談を受け、必要に応じて行政や専門機関に繋ぐ方

※2 このガイドブックにおける世帯は、住民票における世帯ではなく実態としての世帯です。

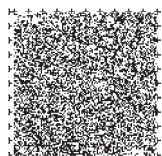
※3 施設等入所者とは…特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、グループホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付高齢者向住宅等の場所で生活されている方



1. 主な制度の対象者一覧

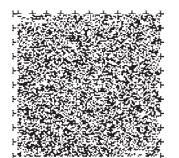
事業名	ページ	世帯状況		施設 入所者	要支援・ 要介護認定	障害者手帳			世帯所得 及び 課税状況	
		ひとり暮らし 高齢者	高齢者のみ 世帯			身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳		
軽度生活援助サービス	6	○	○	×					190万円 未満	
緊急通報システム装置の設置	7	○	△	×	要介護4 以上	1・2級	A・B判定			
「食」の自立支援事業	7	○	○	×						
外出支援サービス	8			×	要介護3 以上					
高齢者タクシー料金助成事業	8				要介護1 以上					
訪問理美容サービス	9			×	要介護3 以上					
寝具乾燥クリーニング	10	○	△	×	要介護3 以上					
高齢者等健康診断書料の助成	11								市民税 非課税	
リフォームヘルパーの派遣	11			×	△					
高齢者等住宅改修費の助成	12			×	△	△			市民税 非課税	
行方不明高齢者家族支援サービス	13			×	要支援1 以上※1					
家族介護用品の支給	13	△	△	×	要介護3				市民税 非課税	
		△	△	×	要介護4 以上					
ねたきり高齢者等介護者手当の支給	14			×	要介護4 以上			△※2		
紙おむつの支給	15	65歳以上のねたきり高齢者等介護者手当受給者のみ								
こまやか収集	17	○		×	○	○	○	○		

※○がついていても入院等状況によっては該当にならない場合があります。



備 考
NTT加入電話回線及び電話機必須。 同居家族がいる場合は、同居者全員に介護もしくは障害者手帳の該当がある場合のみ。
直接お弁当の受け渡し可能な65歳以上の方のみ。
小牧市障害者交通料金助成受給者を除く。 住所地特例の方はお問い合わせください。
65歳以上の要介護3以上の方もしくは世帯全員が65歳以上かつ要支援・要介護認定を有する方。
使用目的によっては利用不可。
介護保険住宅改修費の支給または高齢者等住宅改修費の助成を希望する方（専門的知見が必要と市が判断する場合に限る）。
要介護認定が非該当でも、市の確認項目に該当すれば申請可。 小牧市在宅重度身体障害者住宅改善費補助金の対象外の方のみ。
※1 要支援・要介護認定がなくても、行方不明になる恐れがあれば申請可。
ひとり暮らし世帯以外は介護者と被介護者が同居のみ（65歳未満でも可）。 ※生活保護世帯に属する方を除く。
特別障害者手当・愛知県在宅重度障害者手当の受給者を除く。 ※2 精神障害者保健福祉手帳が1級で、医師により認知症との診断を受けていれば、40歳以上65歳未満でも受給可。
問合せ先：小牧市社会福祉協議会
日常生活支援事業総合事業対象者で肢体不自由のある方も含む。 問合せ先：リサイクルプラザ

○：該当 △：一部該当 ×：該当なし



2. 地域包括支援センター

高齢者の生活・介護などでお困りのことがございましたら、お住まいの地域の「地域包括支援センター」にご相談ください。なお、事前にお電話のうえ来所いただきますようお願いいたします。(相談料：無料)

小牧市では、市内5箇所に地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職が配置され、これらの専門職が連携して、それぞれの専門性を活かしながら業務を行っています。業務内容については下記のとおりです。

(1) 総合相談支援業務

高齢者の生活・介護・認知症などの困りごとについて相談を受け付け、個々の高齢者にどのような支援が必要かを判断し、地域における適切なサービス、福祉・医療関係機関などにつなげる等の支援を行っています。

(2) 権利擁護業務

高齢者の人権や財産を守るため、高齢者自身が自分の判断で財産等を管理することができなくなった時に活用される成年後見制度など、権利擁護に関するサービスや制度を活用するために、行政機関や福祉関係機関につなぎ、高齢者の虐待防止や消費者被害の防止を図っています。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

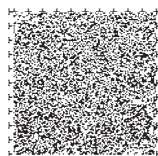
地域包括支援センターが中心となって、地域の介護支援専門員や主治医をはじめ、様々な福祉・医療の関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉、その他の生活支援サービスを含め、地域における様々な社会資源を活用し、高齢者がどんな心身状態になっても途切れることなく、在宅でも施設でも、その人の生活を支援しています。

(4) 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

要介護・要支援認定における要支援1・2の方及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の方に対するケアプランの作成を行い、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

(5) 認知症地域支援・ケア向上業務

認知症に関する相談や理解を深める普及啓発等を行います。詳細については、19ページに記載があります。



地域包括支援センター

(味岡地区にお住まいの方は)

味岡地域包括支援センター 岩崎あいの郷

岩崎原三丁目292番地
特別養護老人ホーム岩崎あいの郷内
電話 75-3956

(小牧中部・西部地区にお住まいの方は)

小牧地域包括支援センター ふれあい

小牧五丁目407番地
小牧市総合福祉施設
ふれあいセンター内
電話 77-2893

(北里地区にお住まいの方は)

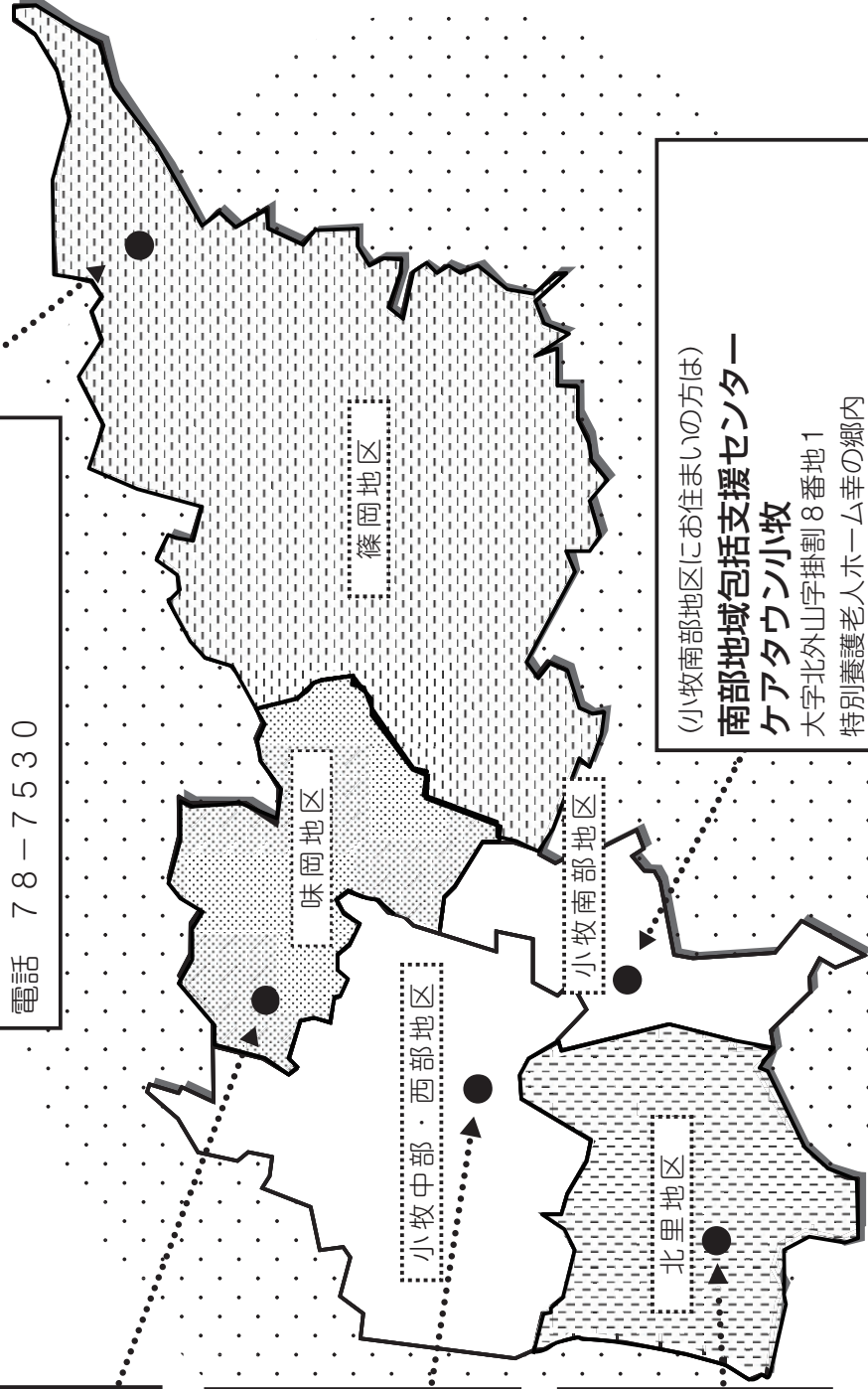
北里地域包括支援センター ゆうあい

小木南二丁目88番
特別養護老人ホームゆうあい内
電話 43-2260

(篠岡地区にお住まいの方は)

篠岡地域包括支援センター 小牧苑

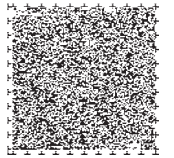
大字大山字岩次208番地15
特別養護老人ホーム愛厚ホーム小牧苑内
電話 78-7530



(小牧南部地区にお住まいの方は)

南部地域包括支援センター ケアタウン小牧

大字北外山字掛割8番地1
特別養護老人ホーム幸の郷内
電話 71-2100



地域包括支援センター担当圏域

南部地域包括支援センター ケアタウン小牧

大字南外山、春日寺、大字北外山、大字大山、大字北外山入鹿新田の一部、応時、東、小牧四丁目の一部、中央三丁目の一部、中央四丁目～五丁目、中央六丁目の一部、大字二重堀、掛割町、桜井本町、桜井、緑町、若草町

小牧地域包括支援センター ふれあい

中央一丁目～二丁目、中央三丁目の一部、中央六丁目の一部、大字北外山入鹿新田の一部、大字小牧原新田の一部、小牧原一丁目～二丁目の各一部、小牧原三丁目～四丁目、大字小牧、小牧一丁目～三丁目、小牧四丁目～五丁目の各一部、新町、東新町、大字舟津、大字三ツ渕、大字三ツ渕原新田、大字西之島、大字村中、大字入鹿出新田、大字河内屋新田、大字横内、大字間々原新田、大字間々、元町、堀の内、川西一丁目～二丁目、曙町、西島町、間々本町、村中新町、山北町、弥生町、安田町

味岡地域包括支援センター 岩崎あいの郷

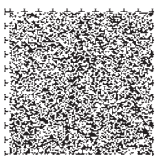
大字東田中、文津、文津一丁目、小松寺、小松寺一丁目～五丁目、大字本庄、大字岩崎、岩崎一丁目・五丁目、大字小牧原新田の一部、小牧原一丁目～二丁目の各一部、大字岩崎原新田、岩崎原、大字久保一色、久保一色東、久保一色南、葭原、寺西、久保本町、久保新町、田県町、久保

篠岡地域包括支援センター 小牧苑

大字大山、大山南、大山中、大山東、大字野口、野口柿花、野口島ノ田、野口友ヶ根、野口高畑、野口定道、野口中田、野口違井那、野口惣門、大字林、林北、林中、林西、林南、林新外、林野原、大字池之内、池之内赤堀、池之内道木、大字上末、大字下末、高根、大字大草、大草東、大草南、大草西、大草北、大草中、大草太良上、大草太良中、大草太良下、大草一色、大草深洞上、大草藤助、大草七重、郷西町、長治町、桃ヶ丘、古雅、篠岡、光ヶ丘、城山

北里地域包括支援センター ゆうあい

小木、小木一丁目～五丁目、小木西、小木南、小木東、新小木、下小針中島、下小針天神、常普請、外堀、郷中、市之久田、藤島町居屋敷、藤島町梵天、藤島町向江、藤島町鏡池、藤島町出口、藤島町五才田、藤島町中島、藤島町徳願寺、藤島、小牧四丁目～五丁目の各一部、小針、川西三丁目、多気東町、多気西町、多気南町、多気北町、多気中町



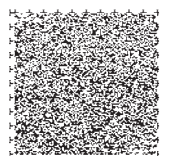
3. 在宅生活を支援するサービス

軽度生活援助サービス



小牧市に住所があり、かつ居住するひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に、軽易な日常生活上の援助を行います。

- (1) 対 象 者： 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方で、世帯の前年の合計所得金額が190万円未満の方
- (2) サービス内容： 1日（7時間まで）のできる程度の軽易な作業を小牧市シルバー人材センターが行います。
家屋内の清掃及び整理整頓、庭の手入れ（庭木の剪定、伐採、草刈り）など
※7時間分の作業を超えた部分の費用は、全額自己負担になります。
※サービスのご利用前に申請が必要となります。
- (3) 利 用 料： 作業に要した経費の1割
※生活保護世帯は無料です。
※サービスに必要な物品の購入費用をご負担いただきます。
- (4) 事業者のご案内： 小牧市シルバー人材センター
小牧原新田423番地 電話 76-4710
- (5) 問合せ及び申請先： 市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係
電話 76-1193



緊急通報システム装置の設置



急病などの緊急事態に対処できるように、本体及びペンダントのボタンを押すことや24時間以上動きを感知しない場合に受信センターへ自動的に通報できる装置を設置（貸与）します。受信センターは通報を受信すると、必要に応じて救急車の出動要請や警備員、緊急通報協力員の駆けつけ依頼等を行い、利用者の援助や救出を行います。

※ご利用には、NTT 加入電話等が必要になりますので、現在、固定電話が敷設されていない方におかれましては、電話回線を敷設していただく必要があります。

- (1) 対 象 者：小牧市に住所があり、かつ居住する下記のいずれかに該当する方
- ①自宅付近に扶養義務者のいないひとり暮らしで、65歳以上の身体病弱な高齢者または重度身体障がい者の方
 - ②重度身体障がい者、知的障がい者（療育手帳A・B判定）または要介護状態区分4、5の認定を受けている方のみと同居している高齢者
- (2) 申 請 方 法：地区の民生委員または市役所地域包括ケア推進課にご相談ください。申請から1か月ほどで設置を行います。
- (3) 利 用 料：無料（ただし、貸与品を紛失または破損した場合には実費がかかることがあります。）
- (4) 問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係
電話 76-1193

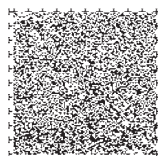
「食」の自立支援事業（配食サービス）



65歳以上のひとり暮らし高齢者及び65歳以上の高齢者のみの世帯の方に、栄養バランスのとれた食事（普通食）を提供します。

※このサービスは配達員が配達時間の概ね午前9時～正午までの間に、利用者へ直接手渡しすることによって、利用者の安否確認を行っています。

- (1) 対 象 者：小牧市に住所があり、かつ居住する65歳以上のひとり暮らしの方または65歳以上の高齢者のみ世帯の方で、お弁当の直接の受け渡し可能な方
- (2) サービス内容：毎週月曜日から金曜日のうち希望される曜日（最大5回／週）に、配達業者が昼食をお届けします。
※土・日・祝・お盆・年末年始などを除く。
- (3) 申 請 方 法：地区の民生委員または市役所地域包括ケア推進課へご相談ください。申請から1週間～10日ほどでサービスを開始いたします。
- (4) 利 用 料：1食当たり350円（口座引落としになります。）
- (5) 問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係
電話 76-1193



外出支援サービス



申し込みはこちらから

在宅で過ごされている方で、外出時に車いすリフト付き車両や寝台装着車を必要とされている方を支援します。

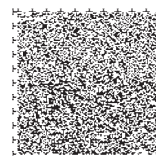
- (1) 対 象 者：小牧市に住所があり、かつ居住する介護保険要介護認定 3 以上の方（第 2 号被保険者を含む）
- (2) サービス内容：居宅と医療機関または在宅福祉サービスなどの実施場所までの移動をリフト付車両もしくは寝台装着車により行った際、1 時間または 20 km までを基本利用分（サービス適用範囲）とし、その利用料（運賃）の一部を助成します。
年間（4 月から翌年 3 月末まで）24 回までご利用いただける利用券をお渡しします。なお、申請から発行までに数日を要します。
- (3) 利 用 料：基本利用分の 1 割（一定以上所得者は 2 割または 3 割）
※生活保護世帯は、基本利用分は無料です。
※1 時間または 20 km を超えた部分の利用料は全額自己負担になります。（全利用者共通）
- (4) 問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係
電話 76-1193

高齢者タクシー料金助成事業



高齢者が日常生活における外出が容易にできるよう支援します。

- (1) 対 象 者：小牧市に住所があり、かつ居住する介護保険要介護認定 1 以上の方（第 2 号被保険者を含む）
※小牧市障害者交通料金助成によりタクシー券またはガソリン券の助成を受けている方を除く。
- (2) サービス内容：タクシーの初乗運賃額を助成します。
年間（4 月から翌年 3 月末まで）24 回までご利用いただける利用券をお渡しします。なお、介護保険要介護認定を受けた翌月に送付します。
- (3) 利 用 料：初乗運賃以外の利用料は全額自己負担になります。
- (4) 申 請 先：申請は不要です。介護保険制度を住所地特例でご利用の方はお問い合わせください。
- (5) 問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係
電話 76-1193



訪問理美容サービス



 申し込みはこちらから

理容室または美容室に通うことが困難な方などの居宅に理美容師が訪問して整髪を行います。

(1) 対 象 者：小牧市に住所があり、かつ居住する介護保険要介護認定 3 以上の方（第 2 号被保険者を含む）

(2) サービス内容：理美容師（当事業協力店）が利用者宅を訪問して整髪（カットのみ）を行います。

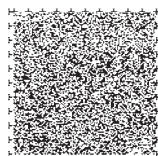
年間（4 月から翌年 3 月末まで）6 回までご利用いただける利用券をお渡しします。なお、申請から発行までに数日を要します。

※サービス利用時は、必ず家族・介護者等の付き添いが必要です。

(3) 利 用 料：1 利用当たり 1, 0 0 0 円

(4) 問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係

電話 7 6 - 1 1 9 3



寝具乾燥クリーニング



申し込みは
こちらから

快適な睡眠を確保するため、寝具の洗濯や乾燥を年4回（6月、9月、12月、3月）行います。

（1）対 象 者：次のいずれかに該当する方

①65歳以上のひとり暮らしの方

②65歳以上の介護保険要介護認定3以上の方

③生計を一にする世帯全員が65歳以上かつ要支援・要介護認定を有する方

（2）利 用 料 ・
利 用 枚 数：

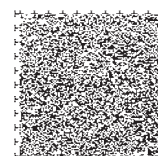
寝具の種類	1枚あたりの 利用料	1回あたりの 各利用枚数
敷布団	200円	2枚まで
掛布団	200円	3枚まで
毛布	100円	3枚まで

（3）申 請 期 限：

申 請 期 限	ク リ ー ニ ン グ 実 施 時 期
4月末	6月
7月末	9月
10月末	12月
1月末	3月

※ 各月末日が土日祝の場合は、その前営業日が申請期限となります。

（4）問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係
電話 76-1193



高齢者等健康診断書料の助成



介護保険サービスを利用する際に提出する、医師の健康診断書を作成するための費用の一部を助成します。

- (1) 対 象 者：介護保険サービスを利用しようとする小牧市に住所があり、かつ居住し、65歳以上の高齢者（第2号被保険者を含む）のうち、介護保険の“要支援者”“要介護者”“「介護予防・日常生活支援総合事業」の事業対象者”の方で生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方
- (2) 支 給 額：10,000円以内（100円未満切捨）
（健康診断書の記載日から60日以内で、その属する年度において1回限り。）
- (3) 申 請 先：小牧市高齢者等健康診断書料助成交付申請書及び、健康診断書と領収書の写しを市役所地域包括ケア推進課長寿福祉係にご提出ください。
※申請書は市役所地域包括ケア推進課長寿福祉係にあります。
- (4) 問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係
電話 76-1193

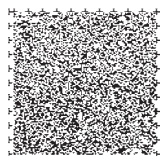


リフォームヘルパーの派遣



外傷や病気による身体状態の悪化により生活様式が急激に変化した高齢者の方に対して、専門知識を有した者を派遣し、身体状態及び生活動線、家屋の状況などを踏まえた住宅の改修方法について、相談・助言を行います。

- (1) 対 象 者：介護保険住宅改修費の支給または高齢者等住宅改修費の助成を希望する方
※専門的知見が必要と市が判断する場合に限ります。
- (2) 利 用 料：無料
- (3) 問 合 せ 先：市役所 介護保険課 給付指導係
電話 76-1153



高齢者等住宅改修費の助成



高齢者等が、居室、浴室、便所等の改修工事を行った場合に、要した経費の一部を助成します。

(1) 対象者：小牧市に住所があり、かつ居住する方で、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方のうち次のいずれかに該当する方

①要介護認定で非該当となった65歳以上の方で、市の確認項目に該当する方（虚弱高齢者）

②介護保険（要介護・要支援）認定者

※「生計を一にする世帯全員」とは、住民票上の世帯員のみならず、別世帯の生計維持者・税法上の扶養者も判定に含まれます。

※介護保険自己負担割合が2割以上の方、生活保護受給者は対象外となります。

※この住宅改修費の助成は、1住宅につき1回限りです。

(2) 対象工事・経費：介護保険法で定める工事（手すりの取り付け、段差解消など）、経費と同様です。

※申請前に工事を行っている場合は支給の対象となりません。

(3) 申請先：市役所介護保険課給付指導係で受付します。

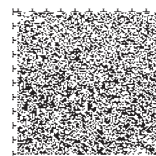
(4) 助成額：対象経費の9割

(5) 助成対象限度額

対象者	助成対象限度額
虚弱高齢者	200,000円
介護保険（要支援・要介護）認定者	100,000円

(6) 問合せ先：市役所 介護保険課 給付指導係

電話 76-1153



4. 家族介護者を支援するサービス

行方不明高齢者家族支援サービス



申し込みは
こちらから

行方不明になった高齢者の早期発見などを目的として、認知症高齢者を介護している家族等に対して、GPS を用いた位置情報検索サービスを利用する場合の初期費用の一部を助成します。

- (1) 対 象 者：介護保険要介護（要支援）認定の方（第2号被保険者を含む。）で行方不明となる可能性のある方、または同等の状態と認められる方を在宅で介護している方
- (2) 支 給 額：18,000円以内で下記に係る費用に限る。
加入料金・本体機器購入費・充電用付属品購入費
※領収書等に記載の日付から60日以内に1人につき1回1商品
のみの申請に限る。
- (3) 対 象 機 器：GPS による位置情報検索を主目的とした機器
※携帯電話・携帯情報端末を除く。購入前に必ずご相談ください。
- (4) 問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係
電話 76-1193

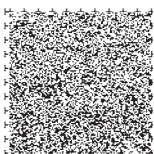
家族介護用品の支給



申し込みは
こちらから

在宅の要介護者を介護している家族介護者及び介護者のいない在宅のひとり暮らし要介護者に介護用品を支給します。

- (1) 対 象 者：次のうちいずれかの方
 - ①在宅の介護保険要介護認定3の方を介護している方で、要介護者と同居しており、かつ生計を一にする世帯全員が市民税非課税の方
 - ②在宅の介護保険要介護認定3の方で、介護者のいないひとり暮らしの市民税非課税の方
 - ③在宅の介護保険要介護認定4または5の方を介護している方で、要介護者と同居している方
 - ④在宅の介護保険要介護認定4または5の方で、介護者のいないひとり暮らしの方※生活保護世帯に属する方を除く。
※1か月以上連続してショートステイサービスを受けている方を除く。
- (2) サービス内容：日常介護消耗用品（紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ケアシート）を購入できる利用券を申請の翌月から交付します。（月額6千円相当）
※毎年6月頃に現況調査を行いますので、回答が必須です。
- (3) 問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係
電話 76-1193



ねたきり高齢者等介護者手当の支給



(1) 対 象 者：介護者及び被介護者ともに小牧市内に住所があり、かつ居住する次のうちいずれかの方を常に在宅で介護している方

① 65歳以上で、3か月以上ねたきり状態にあり、介護保険要介護認定4以上の方

② 65歳以上で3か月以上継続して（老化過程が主要な原因により）認知症状態にあり、介護保険要介護認定4以上の方

③ 40歳以上65歳未満で3か月以上認知症状態にあり、介護保険要介護認定4以上で、精神障害者保健福祉手帳が1級の方で医師により認知症と診断を受けている方

④ 20歳以上65歳未満で3か月以上ねたきり状態にあり、障害支援区分が5以上で、国民年金法施行令の別表の1級に該当する方

⑤ 20歳以上65歳未満で3か月以上ねたきり状態にあり、障害支援区分が5以上で、医師から特殊な疾病の診断を受けている方

※施設入所者及び1か月以上継続して病院・診療所に入院されている方、特別障害者手当・愛知県在宅重度障害者手当を受給されている方を除く。

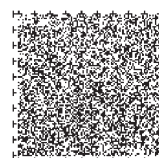
(2) 支 給 額：月額5,000円（申請日の翌月から）

※毎年6月頃に現況調査を行いますので、回答が必須です。

(3) 支 給 時 期：9月・3月

(4) 問 合 せ 先：【対象者①②】 市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係
電話 76-1193

【対象者③④⑤】 市役所 障がい福祉課 障がい福祉係
電話 76-1127



紙おむつの支給〈小牧市社会福祉協議会〉



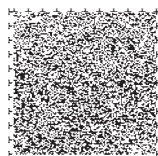
- (1) 対 象 者：小牧市の65歳以上の「ねたきり高齢者等介護者手当」を受給している方で、紙おむつを必要としている方
- (2) 品名及び枚数：パンツ型（M）：年間102枚以内
：パンツ型（L）：年間 90枚以内
：テープ型（M）：年間 90枚以内
：テープ型（L）：年間 78枚以内
：尿取りパッド：年間270枚以内
※いずれかのタイプ（1種類）のみとなります。
- (3) 申 請 方 法：社会福祉協議会または市役所地域包括ケア推進課へご相談ください。
- (4) 支 給 時 期：6月・10月・2月
民生委員がご自宅へお届けに行きます。
- (5) 問 合 せ 先：小牧市社会福祉協議会 地域福祉課
電話 65-7051



家庭介護のためのハートフルケアセミナー

家庭介護の知識または技術を習得していただく講座を開催します。

- (1) 対 象 者：市内に住所があり、居住している方かつ要介護者を介護している方
または介護に関心のある方
- (2) 申 込 時 期：広報にてお知らせします。
- (3) 受 講 料：無料
- (4) 問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係
電話 76-1193



5. その他のサービス

在宅訪問歯科診療を行います

〈小牧市歯科医師会・小牧市保健センター〉

おくちの病気「歯周病」は、肺炎や糖尿病、認知症などと深い関係があります。おくちの健康は身体の健康にもつながりますので、定期的な歯科健診でおくちの健康管理をすることが大切です。

むし歯や歯周病により歯が抜けてしまうと、食事がとりにくくなり、栄養が十分にとれず、筋力低下を招き、心身の健康状態の悪化につながることもありますので、早めに歯科医院を受診するようにしましょう。

歯科医院へ通院することが困難な方については、歯科医が往診し、むし歯や歯周病、その他の口腔疾患に関する診察を行ったり、歯科衛生士による口腔ケアを行い、歯・口腔の健康づくりをお手伝い致します。

ご家庭での口腔ケアを心がけるとともに、歯・口腔の異常に気づいたらそのまま放置せず、かかりつけ歯科医院もしくは保健センターまでお問合せください。

- (1) 対 象 者：ねたきり高齢者等
- (2) 診 療 費：医療費の自己負担分をお支払いください。
- (3) 問 合 せ 先：市内歯科医院または保健センター
電話（保健センター） 75-6471

※問合せ例

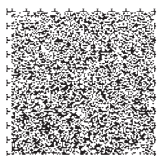
- ・介護中の母が、歯を痛がるので往診をお願いしたい。
- ・市外に住んでいた父を、現在自宅で介護中。
かかりつけの歯医者さんが市内にないがどうしたら良いか。
- ・認知症の母を介護中。歯みがきがうまくできず困っている。
- ・介護中の父の食事量が減り、心配している。
- ・介護中の母が食事中にムセたり、食べる時間が長くなり、困っている。
- ・介護中の父の歯の詰め物がとれてしまった。
- ・介護中の母の入れ歯の調子が悪く、はずれてしまう。

日常生活用具の貸出

〈小牧市社会福祉協議会〉

- (1) 貸出する品目：車いす、電動ベッド、エアーマット、リフト付ワゴン車
- (2) 問 合 せ 先：小牧市社会福祉協議会 相談支援課 車いすセンター
電話 68-6870

※他の公的制度（介護保険等）で借用できる場合は、そちらを優先してください。



日常生活自立支援事業

〈小牧市社会福祉協議会〉

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などの判断能力が十分でない人に対して、様々な福祉サービスの利用手続きの支援や日常的な金銭管理の支援、重要書類等の預かりを行い、自立した地域生活が送れるように生活支援員を派遣します。

問 合 せ 先：小牧市社会福祉協議会 相談支援課

電話 68-6870

成年後見制度の利用を支援します

身寄りがなく、判断能力が不十分な認知症高齢者等を支援するため、市が家庭裁判所に成年後見等開始審判申立てを行います。

また、その手続きの費用や、審判後、後見人等への報酬に対する支払能力がない人に、その費用などの一部の助成を行います。

問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係

電話 76-1193

こまやか収集



ごみや資源を決められた場所に出すのが困難な高齢者や障がい者の方で構成された世帯を対象に、家の前にて収集する「こまやか収集」を行っています。

(1) 対 象 者：次のいずれかに該当する方で構成された、身近な人の協力を得る

ことが困難でごみなどを持ち出すことができない世帯

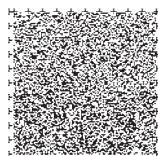
- ・介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
- ・日常生活支援事業総合事業対象者で肢体不自由のある方
- ・身体障害者手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・療育手帳所持者

(2) 問 合 せ 先：リサイクルプラザ

電話 78-3631 FAX 78-6717

※申込については、所定の用紙に記入の上提出してください。

申込後、後日面談があります。



おむつに係る費用の医療費控除

おむつ代が税法上の医療費控除の対象となることがあります。

- (1) 対 象 者：寝たきり状態にあること、及び失禁への対応としてカテーテルを使用していること、又は尿失禁が発生しているもしくはその発生の可能性があるとして医師に認められた方
- (2) 申 請 方 法：確定申告を行う際に、医師が発行する「おむつ使用証明書」もしくは市が交付する「主治医意見書確認通知書」を添付して医療費控除を受けることができます。

要介護認定をお持ちの方は「主治医意見書確認通知書」を交付できる場合がありますので、介護保険課までお問い合わせください。

※「主治医意見書確認通知書」が必要な方は介護保険課へ申請してください。後日郵送します。(即日交付はできません)

※主治医意見書で所定の要件を満たしていない場合は「主治医意見書確認通知書」は交付できませんので、医師に「おむつ使用証明書」の記入を依頼してください。

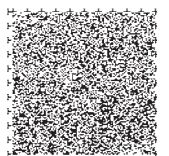
※「おむつ使用証明書」の用紙は市ホームページでダウンロードすることができます。また介護保険課でも配布しています。

- (3) 問 合 せ 先：市役所 介護保険課 認定係
電話 76-1198

中等度難聴者の補聴器購入助成

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上の中等度難聴者に対し、聞こえを補い自立した日常生活を支援するため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

- (1) 対 象 者：①～④の要件をすべて満たす方
- ①市内に住所を有する18歳以上の方
 - ②両耳の聴力レベルが40デシベル以上の方であって身体障害者手帳の交付の対象とならない方
 - ③生活保護世帯または市民税非課税世帯に属する方
 - ④補聴器の装用が必要と医師に診断された方
- (2) 支 給 額：補聴器購入費用の3分の2に相当する額(上限額35,266円)
- (3) 申 請 先：医師の意見書及び補聴器の見積書を添えて障がい福祉課にご提出ください。※必ず購入前にご申請ください。
- (4) 問 合 せ 先：市役所 障がい福祉課 障がい福祉係
電話 76-1127 FAX 76-4595



6. 認知症の人とその家族を支える地域づくり

認知症は誰もがなり得る可能性があり、高齢社会においてこれからも増え続けると考えられる病気です。認知症になると、これまで当たり前に出ていたことが出来なくなり、生活に支障が出てきます。そのため、本人や家族は不安や苦しみを抱えることがあります。

そのようなとき、周りの人々が認知症についての理解があり、ちょっとした手助けができれば、認知症の人やその家族は穏やかに暮らすことができます。

ここでは、小牧市の取り組みを紹介します。

認知症地域支援推進員

認知症ケアの強化を図るため、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。

活動内容

- ① 認知症の人やその家族への相談支援を行います。
- ② 市民の方に身近な病気としての認知症を理解していただく活動を行います。
- ③ 認知症の人が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう、医療機関等関係機関へのつなぎや連絡調整の支援を行います。

問 合 せ 先：お住まいの区域にある地域包括支援センター

小 牧 南 部 地 区：南部地域包括支援センター 電話 71-2100

小牧中部・西部地区：小牧地域包括支援センター 電話 77-2893

味 岡 地 区：味岡地域包括支援センター 電話 75-3956

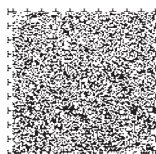
篠 岡 地 区：篠岡地域包括支援センター 電話 78-7530

北 里 地 区：北里地域包括支援センター 電話 43-2260

認知症初期集中支援チーム

医療・介護の専門職が家族の相談等により、認知症が疑われる方や認知症の方、その家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームを設置しています。

問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 福祉政策係 電話 76-1188



小牧市認知症見守りネットワーク協力員募集

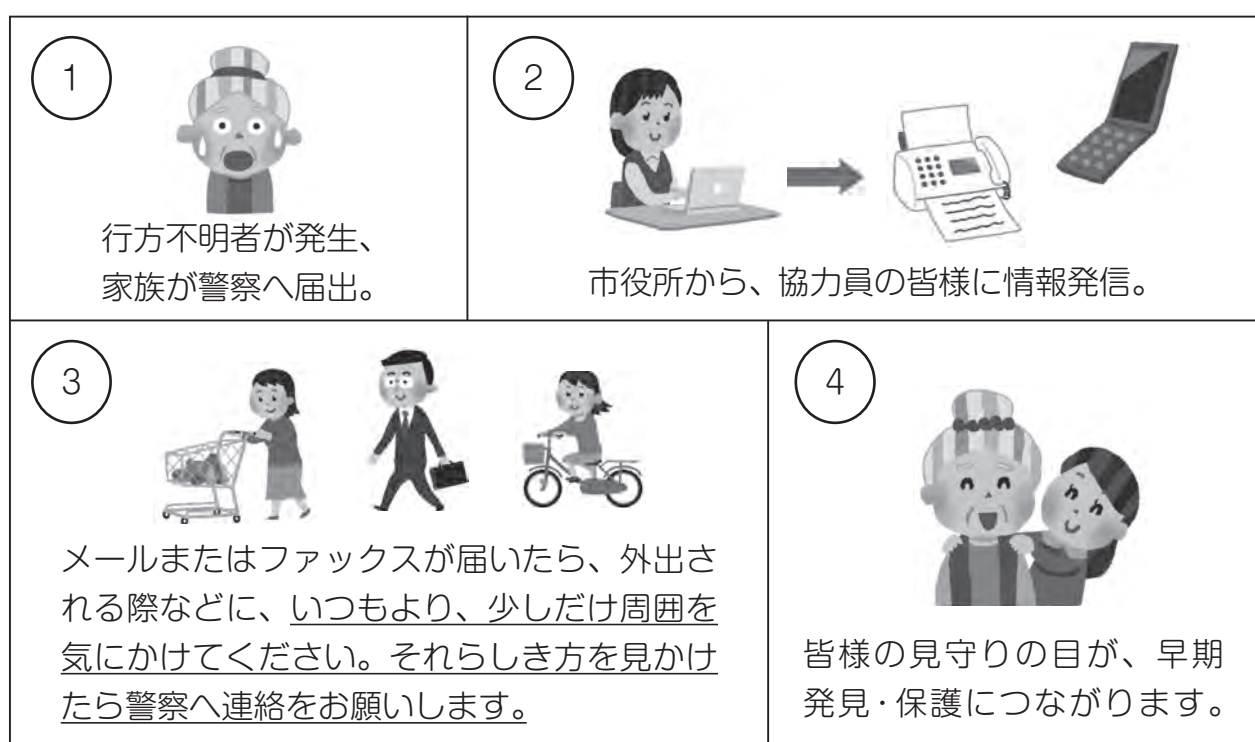
認知症見守りネットワーク協力員を募集しています。

認知症見守りネットワークは、地域の人々の見守りの目を増やすことで、行方不明になった方を、できるだけ早期に発見・保護するための取り組みです。

協力員に登録していただくと、メールまたはファックスで、行方不明になっている方の情報（氏名、身体の特徴等）が送られてきます。情報が届きましたら、外出される時などに、いつもより少し周囲を気にかけていただき、それらしき方を見かけた場合は、警察に連絡をお願いします。

一人ひとりの小さな気配りが、安心して暮らせるまちづくりに繋がります。ご協力をお願いします。

●協力員への情報伝達の流れ



●登録方法

※下記のどちらかの方法でご登録いただけます。

■右の二次元コードを読み取り、空メールを送信してください。

■下記アドレスに空メールを送信してください。

mimamori.komaki-wlf@raidan3.ktaiwork.jp

※ファックス登録いただける方（個人、事業所）は、ご連絡ください。

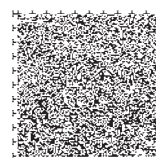
※メール発信が拒否されている場合は、送信先から削除します。

改めてご協力いただける方は、受信可能なメールアドレスをご登録ください。



問合せ先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係

電話 76-1193



認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、本人やその家族をあたたかい目で見守り、できる範囲で手助けする応援者のことです。認知症について学び、本人やその家族のためにお力になっていただける方は、ぜひ、認知症サポーター養成講座を受講してください。地域包括支援センターの職員が、皆さまの地域に出向き、講座を開催します。

内 容：認知症の理解と対応について
時 間：1時間～1時間30分程度
対 象：一般市民、各団体等（年齢・性別等制限なし）
定 員：相談の上
会 場：職場や地元の会館、市民センターなど（要相談）
費 用：無料
日 時：希望日（要相談）



問合せ先：市役所 地域包括ケア推進課 福祉政策係 電話 76-1188

お住まいの区域にある地域包括支援センター

小 牧 南 部 地 区：南部地域包括支援センター 電話 71-2100

小牧中部・西部地区：小牧地域包括支援センター 電話 77-2893

味 岡 地 区：味岡地域包括支援センター 電話 75-3956

篠 岡 地 区：篠岡地域包括支援センター 電話 78-7530

北 里 地 区：北里地域包括支援センター 電話 43-2260

認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰もが気軽に集うことができる場で、お話したり、認知症についての情報を交換したり、悩みや不安を相談することができる認知症カフェを開いています。

(1) 対 象 者：認知症の方やその家族、地域住民、専門職など

※専門のスタッフが常駐していますので、気軽に相談できます。

(2) 問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 福祉政策係 電話 76-1188

お住まいの区域にある地域包括支援センター

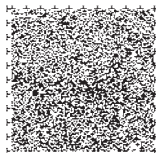
小 牧 南 部 地 区：南部地域包括支援センター 電話 71-2100

小牧中部・西部地区：小牧地域包括支援センター 電話 77-2893

味 岡 地 区：味岡地域包括支援センター 電話 75-3956

篠 岡 地 区：篠岡地域包括支援センター 電話 78-7530

北 里 地 区：北里地域包括支援センター 電話 43-2260



認知症声かけ訓練

訓練にあなたも参加してみませんか。

実際に認知症と思われる方を見かけた時、声をかけたり、警察へ通報したりする事に、不安や戸惑いがあるかもしれません。

そこで、実際の場面を想定して、皆さまに声をかけていただく、認知症声かけ訓練を実施します。

勇気を持って声をかけてみませんか。実際に認知症の方を救う一歩になるかもしれません。

何かお困り
ですか？



問 合 せ 先：お住まいの区域にある地域包括支援センター

小 牧 南 部 地 区：南部地域包括支援センター 電話 71-2100

小牧中部・西部地区：小牧地域包括支援センター 電話 77-2893

味 岡 地 区：味岡地域包括支援センター 電話 75-3956

篠 岡 地 区：篠岡地域包括支援センター 電話 78-7530

北 里 地 区：北里地域包括支援センター 電話 43-2260

介護マークを発行します

認知症の人などを介護している方が、介護中であることを周囲に理解してもらうために使用する「介護マーク」を発行します。介護をしており、希望のある方は地域包括ケア推進課にお越しください。

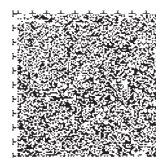
【介護マークを使用する例】

- ・介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- ・介護者が被介護者（異性）の下着等を購入するとき



外出先で介護マークをつけている人を見かけた場合は、優しく見守ってください。

問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係 電話 76-1193



認知症簡易チェックサイト

年齢を重ねると、誰でもちょっとした物忘れが気になってくるのではないのでしょうか。「最近物忘れが激しくなってきたような気がする…」と、不安になっていませんか？そのような時、携帯電話やパソコンで簡単にチェックができます。認知症簡易チェックサイトには、2つのタイプがあります。

○身近な人をチェックすることができる「これって認知症？」

○自分自身をチェックすることができる「わたしも認知症？」



認知症簡易チェックサイトは、市役所ホームページから、または携帯電話やスマートフォンでURL もしくは、左記の二次元コードを読み込みの上、登録をお願いします。
URL：<https://fishbowlindex.net/komaki/>

利用は無料ですが、通信料は自己負担となります。

個人情報の入力は一切不要です。

なお、このチェックは、医学的診断をするものではありません。結果にかかわらず、ご心配のある方は早期にお住まいの区域にある地域包括支援センターにご相談ください。

(1) 問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係 電話 76-1193

(2) 相 談 先：お住まいの区域にある地域包括支援センター

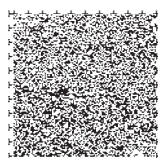
小 牧 南 部 地 区：南部地域包括支援センター 電話 71-2100

小牧中部・西部地区：小牧地域包括支援センター 電話 77-2893

味 岡 地 区：味岡地域包括支援センター 電話 75-3956

篠 岡 地 区：篠岡地域包括支援センター 電話 78-7530

北 里 地 区：北里地域包括支援センター 電話 43-2260



認知症高齢者等あんしん補償事業

認知症等により、外出時に居場所が分からなくなった際の早期発見・保護のため、あらかじめ市に連絡先等を登録した方を対象に、靴のかかとや杖などに貼るステッカーを配付します。また、個人賠償責任保険に加入することもできます。

(1) 対 象 者：過去に行方不明になったことがある、行方不明になる恐れのある方

(2) 申 請 方 法：お住まいの地域包括支援センターに連絡してください。説明の後、登録申請書を作成し、登録後にステッカーを配付します。

(3) 利 用 料：無料

(4) 問 合 せ 先：市役所 地域包括ケア推進課 福祉政策係 電話 76-1188

(5) 相 談 先：お住まいの区域にある地域包括支援センター

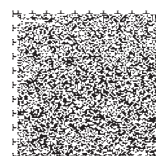
小 牧 南 部 地 区：南部地域包括支援センター 電話 71-2100

小牧中部・西部地区：小牧地域包括支援センター 電話 77-2893

味 岡 地 区：味岡地域包括支援センター 電話 75-3956

篠 岡 地 区：篠岡地域包括支援センター 電話 78-7530

北 里 地 区：北里地域包括支援センター 電話 43-2260



7. 高齢者の行事・交流会・生きがい活動等

※本章記載の行事については、対象者や開催場所の変更を行う場合があります。

小牧市立寿学園

教養の向上と心身の健康の保持を図るため、講演・余興を毎月1回（令和7年度より原則第4水曜日）小牧市市民会館で実施し、バスで地区ごとに送迎しています。

※令和7年度は、11月・12月・3月は第3水曜日

(1) 対象者：65歳以上の方

(2) 問合せ先：市役所 支え合い協働推進課 支え合いコミュニティ係
電話 76-1149



敬老会

長年にわたり社会に貢献された高齢者の長寿をお祝いするため、敬老の日の頃に開催しています。

(1) 対象者：令和8年4月1日までに75歳・77歳・88歳・99歳になる方

(2) 招待の方法：封書でご案内します。

(3) 問合せ先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係
電話 76-1193

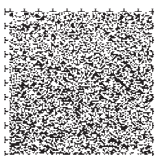
ダイヤモンド婚をお祝いします

令和7年中にダイヤモンド婚（結婚60年目（昭和40年中に結婚））を迎えるご夫婦をお祝いします。

(1) 申込時期：5月頃の広報にてお知らせします。

※このお祝いの対象となる方は地域包括ケア推進課へお申し込んだく必要があります。

(2) 問合せ先：市役所 地域包括ケア推進課 長寿福祉係
電話 76-1193



ひとり暮らし高齢者交流会の開催



年に1回、11月頃に、勤労センター等市内施設で開催します。

- (1) 対 象 者：70歳以上のひとり暮らし高齢者
※市の高齢者登録への事前登録が必要です。
- (2) 参加の方法：地区の民生委員または社会福祉協議会へご相談ください。
- (3) 問 合 せ 先：小牧市社会福祉協議会 地域福祉課
電話 65-7051

老人クラブ活動に参加してみませんか

自治会などを単位として活動する地域の自主的な組織で、社会奉仕活動や生きがいを高めるための活動に取り組んでいます。生きがいや健康づくりのため、参加しませんか。

- (1) 対 象 者：概ね60歳以上の方
- (2) 問 合 せ 先：地元の老人クラブまたは老人クラブ連合会事務局
小牧五丁目407番地 ふれあいセンター内
老人クラブ連合会事務局
電話 77-4141

ふれあい・いきいきサロン 〈小牧市社会福祉協議会〉

地域の地区会館などで高齢者などが気軽に足を運び、おしゃべりをしたり、体操や物づくりを通して、住民同士のつながりづくりを目的とするサロンを開いています。

問 合 せ 先：小牧市社会福祉協議会 地域福祉課
電話 65-7051

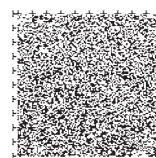
小牧市ゆうゆう学級



☎申し込みはこちらから

生きがいのある人生を送るために、高齢期の健康問題や現代社会に対応できる知識の習得、仲間づくりを目指す学級です。

- (1) 対 象 者：市内在住在勤の60歳以上の方
- (2) 受講期間等：5月頃から翌年3月までの18回程度です。
- (3) 募集の方法：生涯学習情報ガイド「こまなび」でお知らせします。
- (4) 問 合 せ 先：こまなびサロン(市公民館) 電話 77-8269
東部市民センター 79-0011
北里市民センター 71-1197
味噌市民センター 76-7000
(開催される会場へお問合わせください)



8. 相談窓口（※土日・祝日・年末年始を除く）



在宅介護・認知症等についての相談

南部地域包括支援センターケアタウン小牧 大字北外山字掛割8番地1 (特別養護老人ホーム幸の郷内)	電話 71-2100 ファックス 71-2101 (午前8時30分～午後5時30分)
小牧地域包括支援センターふれあい 小牧五丁目407番地 (小牧市総合福祉施設ふれあいセンター内)	電話 77-2893 ファックス 75-2666 (午前8時30分～午後5時15分)
味噌岡地域包括支援センター岩崎あいの郷 岩崎原三丁目292番地 (特別養護老人ホーム岩崎あいの郷内)	電話 75-3956 ファックス 75-2722 (午前8時30分～午後5時30分)
篠岡地域包括支援センター小牧苑 大字大山字岩次208番地15 (特別養護老人ホーム愛厚ホーム小牧苑内)	電話 78-7530 ファックス 44-1237 (午前8時30分～午後5時15分)
北里地域包括支援センターゆうあい 小木南二丁目88番 (特別養護老人ホームゆうあい内)	電話 43-2260 ファックス 74-2211 (午前8時30分～午後5時30分)

認知症についての相談

認知症疾患医療センター あさひが丘ホスピタル

春日井市神屋町1295番地31

(午前9時～午後5時)

電話 88-0959 (認知症相談専門電話)

在宅医療についての相談

小牧市在宅医療・介護連携サポートセンター

小牧市中央五丁目39番地 小牧第一病院内

(午前9時～午後4時30分)

電話 77-0333

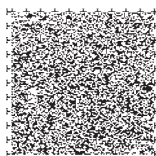
成年後見制度についての相談

尾張北部権利擁護支援センター

小牧市小牧五丁目407番地 ふれあいセンター2階

(午前9時～午後5時)

電話 74-5888



保健センターでの無料健康相談

○一般健康相談

- (1) 相 談 日：【面接】第2・第4月曜日
(祝日の場合、第1または第3・第5月曜日)
午前9時～11時45分
【電話】月～金 午前8時30分～午後5時15分
- (2) 相 談 員：保健師（看護師）、栄養士、歯科衛生士
- (3) 相談内容（例）：
・ 血圧や尿検査を行って、自分自身の健康管理をしたい。
・ 検査値が少し高いと言われたが、どのように食事に気を付ければよいか知りたい。
・ 歯周病や歯の磨き方について知りたい。
・ 食事の時に飲み込みにくく、むせることが多くなった。
※都合により、実施内容を変更する場合がございます。ご了承ください。
※栄養士・歯科衛生士への相談は事前にお問い合わせください。
- (4) 問 合 せ 先：保健センター 電話 75-6471

○医師健康相談

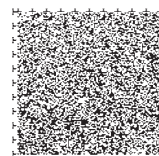
- (1) 相 談 日：月曜日 午前9時～11時45分
(面接による相談) 午後1時～2時15分
水曜日 午前9時～11時15分
- (2) 相 談 員：管理医
- (3) 相談内容（例）：病気や病気の治療について知りたい。
健診結果の見方について知りたい。
- (4) 問 合 せ 先：保健センター 電話 75-6471

アクティブシニアのための総合相談窓口



☞ HP はこちらから

- (1) 日 時：第2・4月曜日の午前10時から正午
- (2) 場 所：ラピオ2階 市民交流テラス「ワクティブこまき」
- (3) 内 容：こまき市民活動ネットワーク、小牧市社会福祉協議会、シルバー人材センター、春日井ハローワーク、ファミリー・サポート・センターなど各施設の相談員により、ボランティアから就労まで幅広い情報や、地域活動とのマッチングなどを行います。
- (4) 問 合 せ 先：48-1556
(第2・4月曜日の午前10時から正午までは、電話相談可)
- (5) そ の 他：市内各地で相談会を開催する予定です。詳細はホームページまたは健康生きがい推進課（39-6568）までお問い合わせください。



ふれあいセンター内での相談

(1) 心配ごと相談：毎週金曜日

午前9時～午後3時

相談員：人権擁護委員等

問合せ先：小牧市社会福祉協議会 総務課

電話 77-0123 (代表)

(2) 内職相談：毎週木曜日

午前10時～午後3時

問合せ先：小牧市社会福祉協議会 総務課

電話 77-0123 (代表)

市民総合相談案内（相談ほっとナビ）

どこに相談したらいいかわからない方に相談窓口の案内を行います。

(1) 日 時：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 問合せ先：市役所 相談ほっとナビ

電話 76-1111

消費生活相談

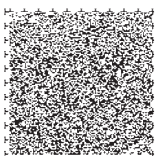
悪質商法や契約トラブル、多重債務など事業者とのトラブルについての相談に応じます。

(1) 日 時：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前10時から12時、午後1時から4時30分

(2) 問合せ先：小牧市消費生活センター

電話 76-1119



9. 高齢者関係施設・その他

老人福祉センターが利用できます

60歳以上の方に対して、健康で生きがいのある生活を送っていただくための施設で、お風呂や娯楽室、マッサージ室等があります。また、各種の健康講座やショー等も開催しています。なお、行事予定につきましては、ホームページでご覧いただけます。

利用するにあたっては老人福祉センターで発行する利用証が必要となります。1つの利用証で市内老人福祉センター全て利用できます。

(1) 対 象 者：小牧市内居住の満60歳以上の方

※毎週土曜日（全施設）、第1日曜日（第1老人福祉センターのみ）、第2日曜日（第2老人福祉センターのみ）、第3日曜日（第3老人福祉センターのみ）を一般開放日とし、60歳未満の市民の方もご利用いただけます。

(2) 利 用 手 続：本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参のうえ各老人福祉センター受付へお越しください。

(3) 問 合 せ 先：○小牧市第1老人福祉センター 野口の郷

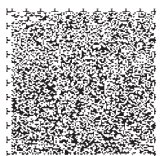
野口2426番地1 電話 79-1188

○小牧市第2老人福祉センター 小針の郷

小針二丁目572番地2 電話 71-2370

○小牧市第3老人福祉センター 田島の郷

久保一色954番地1 電話 73-1161



公益社団法人小牧市シルバー人材センター

健康で働く意欲のある60歳以上の方の就業機会の拡大を図るとともに、社会参加と生きがいを高めることを目的として運営しています。センターの紹介で仕事をしたい方は、直接センターへ入会の申込をしてください。

(1) 事業内容：庭木の剪定、駐輪場整理等

(2) 問合せ先：小牧市シルバー人材センター

小牧原新田423番地 電話 76-4710

高齢者生きがい活動施設 (小牧市シルバー人材センター運営)

生きがいや就業の場を提供するほか、健康づくり、世代間の交流を目的とした施設です。

(1) 事業内容：みつばの栽培や軽作業など

(2) 就 労 日：月曜日から金曜日

(3) 問合せ先：

○ 第1みどりの里 東田中1235番地1 電話 79-9611

○ 第2みどりの里 郷中二丁目100番地 電話 76-8668

救急医療施設など (市内の救急医療機関)

○小牧市民病院

常普請一丁目20番地 電話 76-4131

○小牧第一病院（名古屋徳洲会総合病院と隔日）

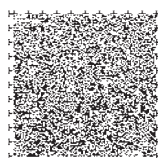
中央五丁目39番地 電話 77-1301

○小牧市休日急病診療所

常普請一丁目318番地 電話 75-2070

※救急医療情報センター 電話 81-1133

(平日夜間及び休祭日の昼・夜間の情報提供)



小牧市社会福祉協議会ボランティアセンター

ボランティア（個人・団体）への様々な支援を通し、ボランティア活動の推進、各種社会貢献活動・福祉活動に協力します。

- ・ボランティア活動に関心のある方に、相談や活動の紹介、情報の提供等を行っています。
※ちょっとしたお困り事を解決するボランティアグループの活動調整を含む。
- ・「ボランティア登録」「ボランティア活動保険加入」などの手続きが出来ます。

問 合 せ 先：小牧市社会福祉協議会 ボランティアセンター

小牧五丁目407番地（小牧市ふれあいセンター内）

電 話 77-0636

ファックス 75-2666

（月～金 / 8時30分～17時15分）

※土日祝、年末年始（12/29～1/3）は休館日となります。

こまき市民交流テラス ワクティブこまき

小牧市内のボランティア、市民活動、生涯学習などの連携のための施設です。ボランティア、市民活動などをしてみたい方のご希望を聞いて、活動を紹介します。また、お困りごとに対応していただける団体を探すこともできます。

○こまき支え合い いきいきポイント制度

施設やサロンでのお手伝いなど、地域での支え合い活動に応じてポイントをもらい、市内限定商品券と交換できる制度です。事前登録が必要です。「お互いさまサポーター登録（手帳発行）」「受入団体登録」「ポイント交換」などの手続きが出来ます。

問 合 せ 先：こまき市民交流テラス ワクティブこまき

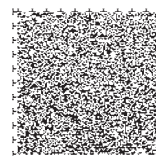
小牧三丁目555番地 ラピオ2階

電 話 48-6555

ファックス 48-6556

（月～土 / 10時～21時、日 / 10時～17時30分）

※毎月第3火曜日とその前日の月曜日（月曜日が休日の場合は営業、水曜日が休館）、年末年始（12/28～1/4）は休館日となります。



名古屋港水族館の利用料が半額となります

65歳以上の方については、特別の催物がある日を除いて、水族館が半額で、また周辺施設が無料で利用できます。なお、その場合は証明書の提示が必要となります。

(1) 利用できる施設

半額……名古屋港水族館

無料……名古屋港ポートビル、展望室

南極観測船ふじ、名古屋海洋博物館

(2) 証明書となるもの

○運転免許証 ○医療受給者証 ○マイナンバーカード

上記のもので証明となりますが、市役所地域包括ケア推進課長寿福祉係で「シルバー優待証明カード」の発行を行っておりますので、本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）及び本人証明写真（縦約3cm×横約2.5cm）を持参のうえお越しください。

各種割引

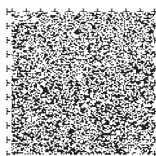
○60歳以上の方は下記の利用料の割引があります。

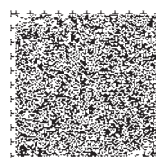
詳しくは各施設までお問合せください。

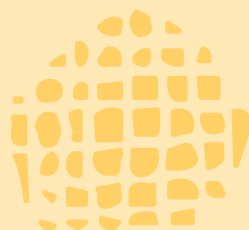
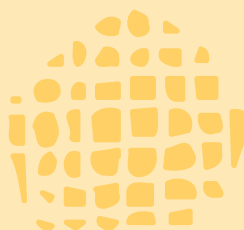
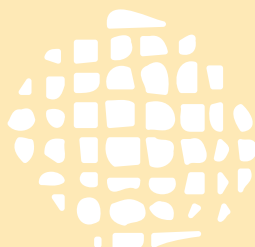
市民四季の森（電話 78-4554）（ディスクゴルフ場、パークゴルフ場）

○65歳以上の方は、こまき巡回バス（こまくる）利用料が無料となります。

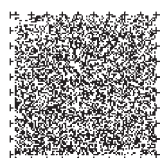
※証明書は不要です。乗車時に運転手に「65歳以上です」と一声かけてください。







Uni-Voice



編集・発行 小牧市 福祉部 地域包括ケア推進課
令和7年4月

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地（本庁舎1階）

電話（0568）76-1193 ファックス（0568）76-4595



笑顔と一緒に、暮らせていきましょ。